

南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託
事業者選定に係る募集要項

1 業務の目的

本市では健康課題としてメタボリックシンドローム該当者の割合が県と比較して高く、生活習慣病発症や疾病に伴う介護状態など将来的なリスクの予防対策が重要であるため、市の第三次総合計画の施策として、メタボ予防（肥満およびやせの減少）、運動機能向上、将来の生活習慣病予防、将来のフレイル、認知症、介護予防等を展開している。

このことから、さらに本市全体に広く健康意識の向上、健康行動の拡大を図るため、健康ポイントシステムを導入し、これまで手が届かなかった市民に広く普及することで、市民・事業所・団体と連携して健康づくりに取り組むことを促進するとともに、健康福祉部内での各事業間の連携やデータ一元管理による市民へのよりよいサービス提供を目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託

(2) 業務内容

「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 履行期間

システムの導入に係る業務期間 契約締結日から令和7年9月30日（予定）

システムの運用等に係る業務期間 令和7年10月1日から
令和8年3月31日（予定）

(4) 予算概要（提案上限額）

システムの導入に係る費用

総額3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システムの運用等に係る費用

総額5,445,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 健康ポイントシステムダウンロード数（目標値）

令和7年度 2,000人

3 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル募集要項の公告	令和7年4月11日（金）
参加申込書・企画提案書・質問書の受付開始	令和7年4月11日（金）
質問書の提出期限	令和7年4月17日（木）
質問に対する回答	令和7年4月24日（木）
参加申込書の提出期限	令和7年4月28日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年5月22日（木）
プレゼンテーション及びデモンストレーション	令和7年5月28日（水）
最終審査結果通知・契約締結	令和7年6月上旬頃

4 選定方法

本業務はプロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

5 参加資格要件

プロポーザル参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）に定める指名停止要件に該当しないものであること。
- (3) 名簿に登録していない者においては、参加申込みの受付までに入札参加資格審査申請の受付を行った者であること。
- (4) 公告日以後に南相馬市有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成18年告示第4号）に基づく指名停止又は指名回避を受けている期間がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 提出日から起算して3年以内に、地方自治体に対し本業務と同種のサービスの構築・運用実績を有すること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- (10) JIPDEC 又は JIPDEC が指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

6 参加受付について

- (1) 本提案に参加する際は、次の必要書類を期限までに提出すること。

①提出期限

令和7年4月28日（月）17時まで

②必要書類（各1部）

- ・プロポーザル参加申込書（様式1）
- ・令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）
- ・情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）（写し）
- ・プライバシーマーク登録証（写し）

③提出先

「16 提出先・問合せ先」のとおり

④提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留又はレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、提出期限までに本市に到着するように発送すること。

また、外封筒の表に「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル参加申込書等在中」と明記すること。

- (2) 参加受付後に「5 参加資格要件」の要件を欠く事実が発覚した場合は、プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

7 企画提案書の提出について

本提案への参加申込みを行った事業者は、次の必要書類を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時まで

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

- ・日本工業規格A4用紙を横に使用し、上とじとすること。
- ・表紙には社名及び代表者名を記載し、代表印を押印すること。
- ・別表「評価項目・基準表」小項目の順番に沿って、評価が可能な構成・記載とすること。
- ・ページ数の制限は設けないが、内容を簡潔に記載すること。

②経費見積書（様式3）

- ・本業務の経費について、「システムの導入に係る費用」、「システムの運用に係る費用」の項目で記載すること（消費税及び地方消費税を含んだ額）。
- ・なお、上記費用ごとの積算内訳の根拠を添付すること（任意様式）。積算内訳の項目例については、以下のとおりとする。

項目	積算内訳項目例
システムの導入に係る費用	WEB 作成＋コンテンツ、その他導入に係る経費など
システムの運用等に係る費用	利用料、マイナポータル連携、実施報告書作成、コールセンター開設費用および運用費、説明会実施費用、インセンティブの調達・発送費、その他運用開始後に係る経費など

③会社概要書（様式4）及び会社パンフレット等

（会社パンフレット等がない場合は不要）

④受託業務実績書（様式5）

⑤納税証明書及び税の完納証明書（写し可。ただし、提出日前3か月以内に発行されたもの）※南相馬市で課税されていない場合は、税の完納証明書は不要。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留又はレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、提出期限までに本市に到着するように発送すること。また、外封筒の表に「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

(4) 提出部数

(2) 提出書類を①から⑤の順に製本し、表紙・目次の次頁から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。

- ・正本 1部（代表者印を押印したもの）
- ・副本 10部（正本の写し）
- ・CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

(5) 提出先

「16 提出先・問合せ先」のとおり

(6) 留意点

- ・提出期限までに必要書類が提出されなかった場合は、参加申込みを無効とする。
- ・企画提案書受理後は、必要書類の訂正や修正、再提出は原則認めない。
- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ・提出された必要書類は、選定結果のいかに拘らず返却しないものとする。
- ・提出された必要書類は、審査目的の範囲で複製する場合がある。
- ・提出された必要書類は、南相馬市情報公開条例の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。
- ・提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 質疑応答について

事業者選定に係る提案募集要項及び仕様書に関する質疑応答は、次のとおりとする。
なお、質疑の方法は電子メールのみとし、照会期限後の質疑には応じない。

(1) 様式

様式は、「質問書（様式2）」を使用すること。

(2) 照会先

「16 提出先・問合せ先」の電子メールアドレスのとおり。

(3) 照会期限

令和7年4月17日（木）17時まで

(4) 回答方法

「質問書（様式2）」を受領後、4月24日（木）までに全事業者に対して、電子メールにより回答する。

(5) その他

- ・審査委員の役職・氏名に関する質問については、一切応じない。
- ・他の参加事業者に関する質問については、一切応じない。
- ・審査の経過及びその内容に関しての問合せ、審査結果に対する異議申し立てについては、一切応じない。

9 プレゼンテーション等の実施及びヒアリング審査

参加事業者の企画提案者は、次の日時等において、企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び提案システムの操作に係るデモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という）を実施し、ヒアリング審査を受けるものとする。なお、プレゼンテーション等の日時、場所及び使用できる機器等の詳細は、電話または電子メールにて別途通知する。

(1) 日時

令和7年5月28日（水）

(2) 場所

原町保健センター 2階会議室

(3) 所要時間・内容

1社当たり、30分（プレゼンテーション等：20分 ヒアリング審査：10分）

1.0 業者選定の方法

(1) 南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査及び配点

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が、別表「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル評価項目・基準表」に基づき評価を行うものとする。審査方法は、審査委員が採点し、評価が一定基準（評価総合計点が満点の6割以上の点数、かつ3人以上の委員から同一評価項目において最低評価を受けていない候補者）のうち、得点が最も高い者を受託候補者として決定する。同点の者がいる場合は、見積金額合計が最も低い提案者を候補者として選定する。なお、見積額も同額であった場合は、委員の表決（過半数の賛成）をもって受託候補者を決定するものとする。さらに委員の表決が同数の場合は、委員長が選定する。

(3) 参加事業者が1提案者の場合

参加事業者が1提案者の場合でも、審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価総合計点が満点の6割以上の点数、かつ3人以上の委員から同一評価項目において最低評価を受けていない）を満たしている場合は、その1提案者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果

審査結果は、提案者に対し結果通知書により通知するとともに、市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申し立てについては受け付けないものとする。

1.1 参加事業者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- ・参加資格要件を満たしていない場合
- ・提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・審査委員又は関係者に企画提案に対する助言を求めた場合
- ・その他、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

1.2 辞退届の提出

参加申込み後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次の方法により期限までに提出すること。なお、辞退があった場合でも、その他の事業において、不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届（様式6）

(2) 提出期限

令和7年5月15日(木) 17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留又はレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、提出期限までに本市に到着するように発送すること。

1.3 契約の締結

(1) 契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約により次の契約を締結するものとする。

①南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託

(契約予定期間：契約締結日から令和8年3月31日)

(2) 企画提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により締結段階で仕様書に項目を追加、変更及び削除することがある。

(3) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らず契約締結ができない場合は、次点の者と協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

1.4 その他の留意事項

(1) 企画提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

(3) 令和7・8年度南相馬市入札参加者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「1.5 入札参加申請受付に関する事項について」のとおりとする。

1.5 入札参加申請受付に関する事項について

(1) 入札参加申請に必要な書類及び申請方法

入札参加申請においては、「申請の手引き」を確認の上、申請書類を以下の(5)の担当課まで持参又は郵送すること。「申請書」及び「申請の手引き」については、南相馬市ホームページよりダウンロードすること。

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/business/nyusatsu_keiyaku/4/26554.htm
1

(2) 申請受付期間

令和7年4月11日(金)～令和7年4月28日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

9時～17時

(4) 申請に関する留意点

・申請の際には、「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザ

ル」に関する申請書の提出である旨を申し出ること（郵送の場合には封筒に記載のこと。）

- ・本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も（２）申請受付期間に限り受け付ける。
- ・実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

（５）申請書の担当課及び問合せ先

南相馬市役所 総務部財政課

電話 0244-24-5225（直通） FAX 0244-24-5214

1 6 提出先・問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区小川町 3 2 2 - 1 原町保健センター

南相馬市役所 健康福祉部健康政策課（担当 馬場、菊地）

電話 0244-24-5259（直通） FAX 0244-24-5468

電子メールアドレス:kenkoseisaku@city.minamisoma.lg.jp